

令和3年度答申第5号

令和3年 9月27日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和2年5月28日付け松市市第201号の2をもって諮問のあった「松戸市立図書館明分館の建替移転に伴う作業について市役所の関係部署及び外部業者との会議、打ち合わせ、交渉ヒアリングに関する公文書並びに休館中の図書館資料及び新着資料の取り扱いについてに関する公文書」（以下「本件文書」という。）の開示請求に係る不作為に係る審査請求について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審査会の結論

松戸市長の開示請求に係る不作為に係る審査請求は、棄却することが妥当である。

### 2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和2年3月13日付け公文書開示請求書により、本件文書について、開示請求の宛先を市長と教育委員会を併記し、提出した。

市長（市民自治課）が開示期間内に開示決定等をしなかったため、審査請求人は同年4月3日、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第18条の規定により、市長宛に不作為の審査請求をした。

その後、市長は、同年4月22日に一部開示決定をし、同年4月30日に開示をした。

### 3 本件審査請求の趣旨

条例第11条第1項に規定する開示決定等の期限を徒過したにもかかわらず、実施機関である松戸市長は開示決定等の処分をしていない。直ちに開示決定等の処分をし、開示請求者である審査請求人に通知することを求める。

### 4 実施機関の説明要旨

本件審査請求を棄却することを求める。

処分をしていない理由は、開示請求に係る公文書が図書館の運営に関するものであることから、図書館を所管する教育委員会でのみ開示決定を行うものと解釈したためである。

なお、本件開示請求については、本件文書に個人情報が含まれていることを理由として、令和2年4月22日付けで公文書一部開示決定通知書により一部開示決定をした。

### 5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる(条例第5条)とともに、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならない(第3条第1項)こと、公文書の開示義務として、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない(第7条)ことを規定する。

また、条例は、公文書の開示決定等は、原則として開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならないこと、例外的に期間の延長が認められる場合であっても、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない(第11条第1項、第2項)ことを規定する。

(2) 本件文書が公文書であることについて

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう(条例第2条第2項)。

松戸市長は、情報公開制度の実施機関(条例第2条第1項)に該当するため、松戸市の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している文書は、いわゆる組織共用文書に該当し、開示請求の対象となる。

(3) 行政不服審査法等の規定について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)は、不作為についての審査請求に関し、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為(法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)がある場合には」、処分庁等に対して、「当該不作為についての審査請求をすることができる」(第3条)ことを規定する。

同条中、処分についての「申請」とは、行政手続法(平成5年法律第88

号)において「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」をいうと定義されており(同法第2条第3号)、本件開示請求は、「申請」に含まれる。

しかしながら、本件の経過をみると、実施機関は、当審査会への諮問の時点では、既に、開示請求者に対して、開示決定等をしており、当該開示決定等により、処分庁としての作為義務は終えていることが確認できる。

行政不服審査法に基づく不服申立ては、自己の権利利益が侵害されたことを理由として、救済を求める争訟であり、いわゆる主観争訟に該当し、不服申立人の権利救済に資する限りにおいて認められるものであり、同法は、不作为についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却すること(第49条第2項)を規定している。

#### (4) 結論

本件の経緯及び行政不服審査法等の規定からすると、本件においては、開示請求のあった文書は、請求を受けた実施機関により、その後、一部開示決定がされており、当審査会への諮問の時点においては、開示決定等そのものをしないという処分庁の不作为は解消しており、現段階においては、開示決定等に係る作為義務は認められないことから、不作为についての審査請求に理由がない場合に該当し、本件審査請求は、同法第49条第2項の規定により、棄却することが妥当である。

ただし、前述のとおり、条例は、公文書の開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならないことを規定しており(第11条第1項)、実施機関は、速やかに、開示決定等を行わなければならない。

本件において、実施機関は、「開示請求に係る公文書が図書館の運営に関するものであることから、図書館を所管する教育委員会でのみ開示決定の処分を行うものと解釈した」と弁明するが、このような一方的な解釈に基づき開示請求を放置することは妥当ではなく、条例に定める事案の移送(第13条)等、条例に基づいた適切な対応に努めるべきである。

## 6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。  
当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年 6月11日	諮問書の受理
令和3年 4月22日	第1回審査会（諮問の報告）
令和3年 5月20日	第2回審査会（審議・理由説明）
令和3年 6月24日	第3回審査会（審議）
令和3年 7月26日	第4回審査会（審議）
令和3年 8月25日	第5回審査会（審議）
令和3年 9月27日	第6回審査会（審議）